

○今帰仁村給付型奨学金基金条例

平成29年12月15日
条例第23号

(設置)

第1条 地域社会発展の人材育成に資するため、今帰仁村給付型奨学金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の構成)

第2条 基金は、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援条例(平成20年条例第16号)に基づく寄附金その他の資金をもって構成する。

(目的)

第3条 基金は、本村出身の優秀な学生で経済的理由により進学が困難な者に対し、経済的支援を図るため、給付型の奨学金を給付することを目的とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預貯金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 [この条例](#)に定めるもののほか、奨学金の給付並びに基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。